

平成 30 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専務取締役 菊井 聡
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

**第三者委員会による調査報告書の内容、今後の調査等の予定
並びに過年度の業績訂正の範囲と影響に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 7 月 10 日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」(以下、「平成 30 年 7 月 10 日付適時開示」といいます。)にて公表いたしましたとおり、当社の過年度における会計上疑義のある取引(以下、「本件取引」といいます。)に関して、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要と判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、本件取引に関する調査を進めております。

この調査に関して、当社は、平成 30 年 8 月 10 日付「第三者委員会からの調査報告書の受領及びその内容の開示時期に関するお知らせ」(以下、「平成 30 年 8 月 10 日付適時開示」といいます)において、当社が平成 30 年 8 月 10 日に第三者委員会による調査報告書(以下、「8 月 10 日付調査報告書」といいます)を受領したこと、及び同報告書の内容を平成 30 年 8 月 13 日に開示する予定であることをお知らせいたしました。

つきましては、8 月 10 日付調査報告書の内容、今後の調査等の予定、並びに同報告書及び当社の会計監査人の指摘に基づき行った過年度の業績訂正の範囲と影響額につきまして下記の通りお知らせいたします。

記

1. 8 月 10 日付調査報告書について

1) 8 月 10 日付調査報告書について

全文を添付しております(別紙 1 をご覧下さい)。なお、添付しております 8 月 10 日付調査報告書につきましては、個人のプライバシーに関する記述、並びに当社及び取引先の営業秘密等の機密に関する記述等について、第三者委員会の了承を得て秘匿化の処理又は部分的な非開示処理を行っております。

2) 第三者委員会によって会計処理の訂正が必要とされた取引について

第三者委員会は、当社グループの取引のうち、当社が東証マザーズへ株式上場した平成 24 年 11 月期から直近の平成 30 年 11 月期第 2 四半期までの間における取引について、

ア. 当社の不動産総合ソリューション事業における不動産販売及び不動産フランチャイズ権販売に関する取引であること

- イ. 当社の常勤取締役又は常勤取締役の関連法人からの資金提供の存在の疑いがある取引であること（この条件は、当社の代表取締役又は代表取締役の関連法人からの資金提供の存在があるがゆえに本件取引の売上の実在性に疑義が呈されていることに拠ります）
- ウ. 1000万円（この金額は、委員の専門家としての判断及び経験則から関連当事者との取引の開示基準を参考に定められたものです）を超える取引及び資金移動であること
- の各条件に該当するか否かを調査し（特に、イに関しては網羅的に調査し）、すべてに該当する取引についてより詳細に調査した結果、次の①～③の3件の取引について会計処理の訂正が必要であると指摘をしています。

（第三者委員会から会計処理の訂正が必要とされた取引）

（注：固有名詞等の表記は添付しました8月10日付調査報告書の表記にあわせております。）

- ① 大阪市西区に所在する土地の売買取引（以下「取引①」といいます）
- ② Y社によるp県及びq県の不動産フランチャイズ権取得にかかる取引（以下「取引②」といいます）
- ③ 平成24年11月期のZ社キャンペーンにかかる取引（以下「取引③」といいます）

3) 会計処理の訂正方法について

取引①～取引③は、会計上の評価として「実質的には当社のグループ内取引」であり、その取引分として連結売上高が過大に計上されていたことから、当社は、下表のように当該取引に関する売上高及び売上原価を取り消すことを主とする訂正を行います。

取引	会計処理の訂正方法（概要（注））
取引①	「売上高」及び「売上原価」を取り消し、両者の差額を「負債のその他」として計上する。
取引②	「売上高」を取り消し、「負債のその他」として計上する。
取引③	「売上高」を取り消し、「負債のその他」として計上する。

（注）訂正に関する会計処理の詳細は、添付しました8月10日付調査報告書をご覧ください。

2. 今後の調査等の予定について

1) 今後の調査予定について

平成30年7月10日付適時開示にて公表いたしましたとおり、第三者委員会の目的は下記①～④となっております。8月10日付調査報告書は、第三者委員会の目的①～③に関する事項すなわち、本件取引の事実関係の確認に関する調査及び会計処理訂正の必要性の有無とその範囲・影響額の調査に関する結果を記したものです。

第三者委員会の調査は今も継続しており、事実関係の確認を踏まえた責任の所在等その他の報告（以下、「追加報告」といいます）は、平成30年9月中旬までを目処に行われる予定です。追加報告につきましても、報告書を受領次第速やかにお知らせするとともにその内容を開示いたします。

(第三者委員会の目的)

- ① 当社の不動産総合ソリューション事業における不動産売買及び不動産フランチャイズ権利販売について、会計監査人から指摘を受けた取引に係る当社役員等に対するヒアリング、資料に基づく事実関係の調査・解明
- ② 上記①の事実関係の調査結果に基づき、平成 29 年 11 月期における会計処理の訂正の要否、及び平成 29 年 11 月期の会計処理の訂正が必要となる場合、その範囲・影響額の確認
- ③ 当社役員等に対するヒアリング及び資料の検討に基づく、不動産総合ソリューション事業における、上記①以外の不透明取引の有無に係る調査
- ④ 当社役員等に対するヒアリング及び資料の検討に基づく、各不透明取引発生の原因究明、責任の所在の明確化及び再発防止策に関する提言

2) 平成 30 年 11 月期 第 2 四半期報告書の提出予定時期

平成 30 年 8 月 10 日付適時開示にてお知らせしましたとおり、平成 30 年 11 月期第 2 四半期報告書につきましては、提出期限の平成 30 年 8 月 15 日に提出する予定です。

3. 過年度の業績訂正の範囲と影響額について

1) 過年度の業績訂正の範囲と影響額

8 月 10 日付調査報告書に基づき、当社は過年度の業績を訂正（以下、「本業績訂正」といいます。）し、過年度決算短信等の訂正及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を平成 30 年 8 月 15 日に提出する予定です。

本業績訂正が及ぶ範囲として下記項目①②を、また本業績訂正の影響額として下記項目③をそれぞれ別紙 2 に記載しておりますことからご覧下さい。

- ① 訂正報告書を提出する有価証券報告書及び四半期報告書の一覧
- ② 訂正を行う決算短信及び四半期決算短信の一覧
- ③ 各連結会計期間における連結業績への影響額一覧

2) 当社の会計監査人の指摘に基づく会計処理の訂正について

上記 1 2) に記しましたとおり、第三者委員会から「会計処理の訂正が必要」と指摘された取引は 3 件です。他方、第三者委員会から「会計処理の訂正が必要」とは判断されなかったものの、当社は、当社の会計監査人から会計処理の訂正が必要との指摘を受けた不動産フランチャイズ権販売に関する比較的少額の取引 2 件につきましても自主的に訂正を行うこととし、計 5 件の取引につき会計処理の訂正を行っております。

3) 当社の子会社である株式会社 kidding の減損処理について

今回の会計処理の訂正に伴い、平成 29 年 11 月期 第 2 四半期におきまして、当社は不動産フランチャイズ事業を営む株式会社 kidding に関して減損処理を行い、特別損失 92 百万円を計上いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以上

調査報告書

平成30年8月10日

株式会社アクトコール第三者委員会

株式会社アクトコール 御中

調査報告書

平成 30 年 8 月 10 日

株式会社アクトコール第三者委員会

委員長：弁 護 士 佐藤 明夫
(佐藤総合法律事務所)

委 員：弁 護 士 安田 博延
(平河町法律事務所)

委 員：公認会計士 鳥羽 史郎
(鳥羽公認会計士事務所)

当委員会は、平成 30 年 7 月 10 日に貴社からの委嘱に基づき設置され、会計処理に疑義が生じた貴社又は貴社子会社に関わる不動産売買及び不動産フランチャイズ権販売の取引並びにその他会計処理に疑義の生じる可能性がある取引等について調査を行い、事実関係及び貴社が行うべき適切な会計処理の検討を行った（以下、当委員会による調査及び検討を総称して「本調査」という。）。

本書は、本調査の結果、判明した事実関係及び貴社が行うべき適切な会計処理につき報告することを目的としている。なお、発生原因の解明及び責任の所在並びに再発防止策の提言については、別途、追加調査報告書を作成する予定である。

目次

第1部 本調査の概要.....	4
1. 当委員会の設置の経緯.....	4
2. 当委員会の構成.....	4
3. 調査目的	4
4. 調査期間及び調査方法.....	5
第2部 調査範囲の検討.....	6
1. アクトコールの基礎情報.....	6
2. アクトコールグループの事業の概要.....	9
3. 調査範囲	11
4. 実施手続	11
5. 報告対象となる取引の画定.....	11
第3部 本調査の結果.....	12
1. 大阪市西区に所在する土地の売買取引.....	12
2. Y社によるp県及びq県の不動産フランチャイズ権取得にかかる取引（以下「取引②」という。）	17
3. 平成24年11月期のキャンペーンにかかるZ社との取引.....	20

第1部 本調査の概要

1. 当委員会の設置の経緯

アクトコールは、平成30年11月期第2四半期にかかる会計監査の過程において、同社の会計監査人であるひので監査法人から、アクトコールグループの不動産総合ソリューション事業における不動産売買及び不動産フランチャイズ権販売の2つの取引について、背後にアクトコールの代表取締役又は代表取締役の関連法人からの資金提供が存在することによる売上の実在性に疑義を生じさせる事実が発見され、かかる会計処理の前提となる事実の調査が必要であるとの指摘（以下「本指摘」という。）を受けた。

アクトコールは、本指摘を受けて、客観的かつ専門的な見地から、会計処理に疑義のある取引等について、独立性を確保した調査委員会により厳正かつ徹底した調査を行い、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、平成30年7月10日付で、アクトコールと利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置した。

2. 当委員会の構成

当委員会は、以下の3名により構成される。

委員長 佐藤 明夫（弁護士）

委員 安田 博延（弁護士）

委員 鳥羽 史郎（公認会計士）

当委員会の運営は、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月15日公表、同年12月17日改訂）に準拠しており、当委員会の委員長及び委員は、アクトコールとは何らの利害関係を有していない。

3. 調査目的

当委員会が実施した本調査の目的は、以下のとおりである。

- (1) アクトコールグループの不動産総合ソリューション事業における不動産売買及び不動産フランチャイズ権販売について、ひので監査法人から指摘を受けた2つの取引にかかる事実関係の調査
- (2) 上記(1)の事実関係の調査結果に基づく、会計処理の訂正の要否及び会計処理の訂正

正が必要となる場合におけるその範囲・影響額の確認

- (3) 上記(1)以外の不透明取引の有無及びその事実関係にかかる調査の実施、当該調査結果に基づき、会計処理の訂正の要否及び会計処理の訂正が必要となる場合におけるその範囲・影響額の確認

4. 調査期間及び調査方法

- (1) 調査期間

平成30年7月10日から平成30年8月10日

- (2) 調査方法

当委員会は、アクトコール及びその関係者並びに外部関係者から開示された資料、アクトコール及びその関係者並びに外部関係者に対するヒアリング（書面による質疑応答を含む。以下同じ。）並びに一般に入手可能な公開情報に基づき調査を実施した。その具体的な調査方法は以下のとおりである。なお、本調査は、調査期間による時間的制約や任意調査の性質により、事実認定上の制約があった点を付言する。

- ① 開示資料、電子データ、登記情報等

当委員会は、アクトコールの会計処理に疑義が生じる可能性のある取引等を確認するために、各種議事録、契約書等取引関係資料、財務諸表、経理関係書類、預貯金口座、電子データ、不動産登記情報、法人登記情報等の調査を行った。なお、これらの資料のうち、当委員会において本調査上価値が低いと判断したものは、調査資料から除外している。

- ② アクトコール及びその関係者並びに外部関係者に対するヒアリング

当委員会は、本調査対象取引に関わったと思料されるアクトコール及びその関係者並びに外部関係者に対するヒアリングを実施した。

第2部 調査範囲の検討

1. アクトコールの基礎情報

(1) 商号	株式会社アクトコール
(2) 所在地（登記上）	東京都新宿区四谷二丁目12番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 平井俊広
(4) 事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務 2. 収益事業の提案・導入・営業支援・集客支援、広告代理業務および出版業 3. 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務、清掃、保守管理 4. コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託 5. 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託 6. 不動産の開発、売買、仲介、販売代理、賃貸、保有、運営、管理業務 7. オフィス、ビル、マンション、ホテル、スポーツ施設の経営、企画およびコンサルティング 8. 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託 9. 不動産鑑定業および不動産に関するコンサルティング業務 10. 不動産投資顧問業 11. 第二種金融商品取引業 12. 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務 13. 店舗、事務所、住宅の増改築、内装リフォームおよびそれらに関するコンサルティング業 14. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理 15. 有価証券・債権の保有、売買および仲介ならびに管理 16. 物品売買業 17. 通信販売業 18. コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関

	<p>する業務</p> <p>19. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務</p> <p>20. 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結媒介または取次ぎ</p> <p>21. 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ</p> <p>22. 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ</p> <p>23. 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務</p> <p>24. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業</p> <p>25. 出版および書籍雑誌等編集業務</p> <p>26. インターネットを利用した不動産情報の提供サービスおよびサイトの企画運営</p> <p>27. 経営コンサルティング業およびマーケティングリサーチ業</p> <p>28. イベント・研修会・講演会・セミナーの企画、開催および運営</p> <p>29. 飲食店、物販店、その他サービス施設の企画、運営、監理およびコンサルティング</p> <p>30. 前各号に附帯する一切の業務</p>																				
(5) 資本金の額	金 2 億 9291 万 5250 円																				
(6) 設立年月	平成 17 年 1 月 27 日																				
(7) 株主 (平成29年11月末現在)	<table> <tr> <td>株式会社エフォート</td> <td>3,343,200 株 (43.51%)</td> </tr> <tr> <td>平井俊広</td> <td>1,184,400 株 (15.41%)</td> </tr> <tr> <td>株式会社リロケーション・ジャパン</td> <td>388,800 株 (5.06%)</td> </tr> <tr> <td>株式会社イー・ラーニング研究所</td> <td>108,000 株 (1.40%)</td> </tr> <tr> <td>BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)</td> <td>66,020 株 (0.85%)</td> </tr> <tr> <td>株式会社三興</td> <td>60,000 株 (0.78%)</td> </tr> <tr> <td>古瀬洋一郎</td> <td>50,100 株 (0.65%)</td> </tr> <tr> <td>大下悟</td> <td>45,000 株 (0.58%)</td> </tr> <tr> <td>JP モルガン証券株式会社</td> <td>42,500 株 (0.55%)</td> </tr> <tr> <td>戸石智子</td> <td>40,000 株 (0.52%)</td> </tr> </table>	株式会社エフォート	3,343,200 株 (43.51%)	平井俊広	1,184,400 株 (15.41%)	株式会社リロケーション・ジャパン	388,800 株 (5.06%)	株式会社イー・ラーニング研究所	108,000 株 (1.40%)	BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	66,020 株 (0.85%)	株式会社三興	60,000 株 (0.78%)	古瀬洋一郎	50,100 株 (0.65%)	大下悟	45,000 株 (0.58%)	JP モルガン証券株式会社	42,500 株 (0.55%)	戸石智子	40,000 株 (0.52%)
株式会社エフォート	3,343,200 株 (43.51%)																				
平井俊広	1,184,400 株 (15.41%)																				
株式会社リロケーション・ジャパン	388,800 株 (5.06%)																				
株式会社イー・ラーニング研究所	108,000 株 (1.40%)																				
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	66,020 株 (0.85%)																				
株式会社三興	60,000 株 (0.78%)																				
古瀬洋一郎	50,100 株 (0.65%)																				
大下悟	45,000 株 (0.58%)																				
JP モルガン証券株式会社	42,500 株 (0.55%)																				
戸石智子	40,000 株 (0.52%)																				
(8) 役員	<p>取締役 平井俊広</p> <p>取締役 菊井聡</p> <p>取締役 田端知明</p> <p>取締役・監査等委員 宮崎忠</p> <p>取締役・監査等委員 田部井修</p>																				

	取締役・監査等委員 圓崎剛史 会計監査人 ひので監査法人
(9) 従業員数	205名（平成29年11月30日現在、連結ベース）
(10) 決算日	11月30日
(11) 沿革	平成17年1月 株式会社全管協サービス設立（資本金4200万円、東京都港区） 平成18年11月 株式会社アクトコールへ社名変更 平成23年9月 不動産総合ソリューション事業を営む100%子会社、株式会社アンテナ設立 平成24年7月 東京証券取引所マザーズに株式上場 平成28年2月 不動産フランチャイズ本部を営む株式会社kidding（旧株式会社IKEZOE）を子会社化 平成28年3月 株式会社アンテナを株式会社アクトコールへ吸収合併
(12) 子会社	株式会社インサイト 株式会社ソナーユ 株式会社COURTESY 株式会社kidding 株式会社ジーエルシー
(12) 関連会社	株式会社Dress 株式会社イーガイア

2. アクトコールグループの事業の概要

アクトコール、その子会社及び関連会社で構成されるアクトコールグループは、以下のとおり、「住生活関連総合アウトソーシング事業」、「不動産総合ソリューション事業」、「決済ソリューション事業」及び「その他事業」を行っている。

(1) 住生活関連総合アウトソーシング事業

住生活関連総合アウトソーシング事業においては、緊急駆けつけサービス等の会員制サービス、コールセンターサービス及びその他住生活に関わるサービスの開発及び提供を行っている。

① 緊急駆けつけサービス

日常生活における、水廻り、電気、ガス、鍵及びガラス等に関して生じたトラブルに緊急対応するサービスであり、賃貸物件入居者を対象とした、提供期間を2年間とする年額会員制サービス「アクト安心ライフ24」や、月額会員制サービス「緊急サポート24」を主力商品として提供している。

② コールセンターサービス

アクトコールが不動産管理会社又は物件所有者との間で契約を締結し、不動産管理会社又は物件所有者に対する問い合わせの代わりに、住居利用者からのトラブル等に関する問い合わせをアクトコールのコールセンターが受け、必要に応じて業者の出動要請等の対応をするサービスを行っている。

(2) 不動産総合ソリューション事業

不動産総合ソリューション事業においては、サービスオフィスやコワーキングスペースの運営、不動産開発プロジェクトへの参画やそれに関わるプロパティマネジメント業務及び不動産フランチャイズのブランドRの本部業務等を行っている。

① サービスオフィスやコワーキングスペースの運営

サービスオフィスとは、「オフィス」と「サービス」を融合させた利用者の利便性を追求した新しいビジネス環境の提供をいい、オフィスコンシェルジュのサービスの提供及び会議室を完備したオフィススペースの賃貸を実施している。また、コワーキングスペースの運営も行っている。

② 不動産開発プロジェクトへの参画やそれに関わるプロパティマネジメント業務

不動産開発プロジェクトは、一般的に活用が難しい土地に短工期の商業施設を建築し、当該エリアに適合した飲食店舗を誘致する等の開発を行い、価値向上をさせて売却するというスキームを手掛けるものである。また、不動産開発を

行った物件を含め、一般の商業ビル、法人の寮等のプロパティマネジメント業務も行っている。

③ 不動産フランチャイズのブランドRの本部業務

株式会社 kidding (以下「kidding」という。)において、アメリカ合衆国の本社 BA 社と、ブランドRの日本におけるマスターフランチャイジーである BB 社との間で、kidding がブランドRの日本における総代理店となる契約を締結し、不動産フランチャイズのブランドRの本部業務を行っている。

ブランドRの不動産フランチャイズ事業は、個人がエージェントとしてブランドRのブランドを使用して不動産取引の仲介を行い、エージェントはフランチャイズ店舗（ブローカーズオフィス）に所属する。当該事業においては、都道府県等を基準にして地域を分けており、各地域内におけるフランチャイズ店舗を募集する権利をリージョンと呼んでいる。kidding は、リージョンの販売仲介や、リージョンを有する者が存在しない地域でのフランチャイズ店舗及びエージェントの募集、エージェントに対するトレーニング等を実施しており、例えばリージョンの販売に伴いマスターフランチャイジーである BB 社が受領するイニシャルリージョナルフィーの一部にあたる販売手数料の支払を BB 社から得ている。

(3) 決済ソリューション事業

株式会社インサイトにおいて、手数料1件数百円程度で家賃の収納代行サービスを提供している。

(4) その他事業

① 音楽事業

株式会社ソナーユにおいて、月額1600円で登録アーティストが出演するライブ又は登録ライブハウスにて開催されるライブに行き放題とするサービスを提供している。

② 飲食事業

株式会社 COURTESY において、レストラン運営を行っている。

③ AI 事業

株式会社 ジーエルシーにおいて、チャットボットの販売を行っており、初期費用数百万円、保守・管理費用月額数十万円でサービスを提供している。

3. 調査範囲

(1) 調査対象の選別

① 常勤取締役又は常勤取締役の関連法人からの資金提供の疑いの検出

前述のとおり、本指摘では、背後にアクトコールの代表取締役又は代表取締役の関連法人からの資金提供が存在することにより売上の実在性に疑義が呈されている。

そこで、アクトコールの常勤取締役及び常勤取締役の関連法人からの資金移動を同人らの預貯金口座記録をもとに網羅的に調査し、アクトコールグループにおける取引への資金提供の疑いが検出された取引を調査対象とした。

② 取引金額による選別

委員の専門家としての判断及び経験則から、関連当事者との取引の開示基準を参考に、1000万円を超える取引及び資金移動を調査対象とした。

(2) 調査対象期間

本調査では、アクトコールが東京証券取引所マザーズ（以下「マザーズ」という。）へ株式上場した平成24年11月期から直近の平成30年11月期第2四半期までを調査対象期間として設定した。

4. 実施手続

調査対象とした取引については、いずれも入手可能な客観的な資料から売上の実在性に疑義を生じさせる事実の有無を調査することとした。

5. 報告対象となる取引の画定

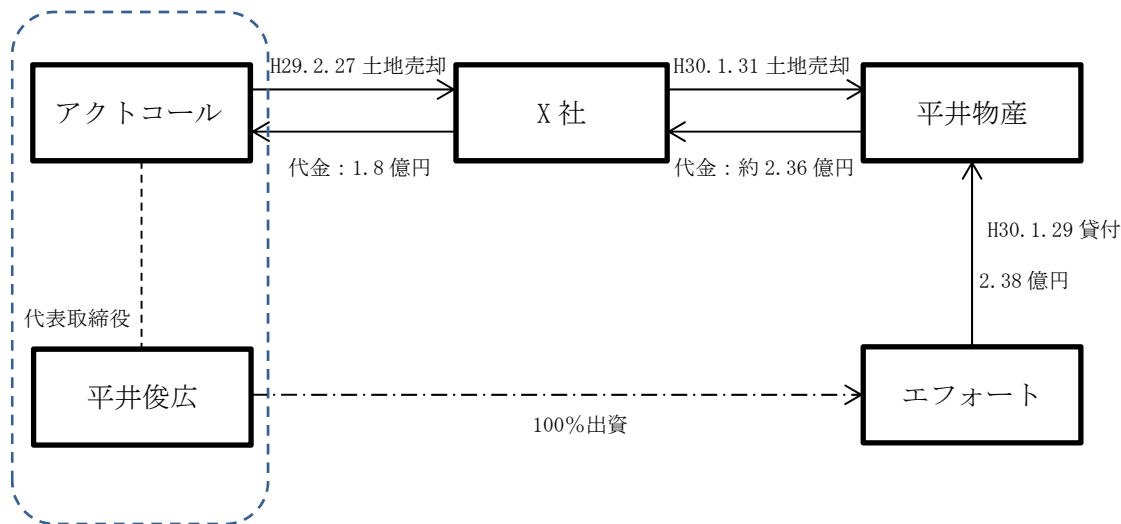
当委員会は、上記に基づいて調査を実施した結果、以下の(1)から(3)の取引について、報告すべき対象として画定した。

- (1) 大阪市西区に所在する土地の売買取引
- (2) Y社によるp県及びq県の不動産フランチャイズ権取得にかかる取引
- (3) 平成24年11月期のキャンペーンにかかるZ社との取引

各取引にかかる事実関係及び会計処理上の問題点等は、「第3部 本調査の結果」とおりである。

第3部 本調査の結果

1. 大阪市西区に所在する土地の売買取引



(1) 取引の概要

アクトコールは、平成28年9月16日に、大阪市西区に所在する土地3筆（以下「本件不動産」という。）を、AA社から、1億6500万円で購入した。

アクトコールは、本件不動産を更地の状態で、平成29年2月19日に、X社に対し、1億8000万円で売却した。

X社への売却後、アクトコールが本件不動産における建物建築の調整業務等を行っていたところ、隣地所有者とのトラブル及び工事業者の下請業者に対する請負代金未払いが発生した。隣地所有者とのトラブルとは、隣地所有者から、隣地上の建物の基礎部分を工事業者が無断で削り取ったこと等を主張されたことが原因で、X社を当事者とする裁判へと発展したものであり、平成29年11月17日に和解による解決がなされている。また、下請業者に対する請負代金未払いについては、平成29年11月末に決着している。

平成29年12月頃、アクトコールの代表取締役社長である平井俊広氏（以下「平井社長」という。）は、本件不動産に関しX社に迷惑をかけることのないようにと、アクトコールの専務取締役である菊井聡氏（以下「菊井専務」という。）、同社の常務取締役である田端知明氏及び当時、同社の取締役であった岡田崇氏（以下「岡田氏」という。）に指示をした。当初、アクトコールは、アクトコール自身による本件不動産の買戻しを検討したが、ひので監査法人に相談をした結果、買戻しをすると過年

度の売上が取消しになるとの指摘を受けて、アクトコール自身による本件不動産の買戻しを断念した。

アクトコールが、X社に対し、X社が本件不動産の取得及び開発並びに前述のトラブル等に関して支出した一切の金額の総和（約2億3600万円）を販売価格とする本件不動産の売却を提案したところ、X社はこれを承諾した。

岡田氏らは、不動産デベロッパーその他に、本件不動産の買取り及び買い手の斡旋を依頼したが、当該販売価格での取得を希望する買い手が見つからなかった。そこで、菊井専務が平井社長の実兄であるT氏に本件不動産の買取りを依頼したところ、T氏がこれを承諾したため、T氏が代表を務める有限会社平井物産（以下「平井物産」という。）による買取りが行われることとなった。

ただし、平井物産は、当該販売価格に相当する資金を保有していなかったため、平成30年1月29日に、平井社長が100%の株式を保有する株式会社エフォート（以下「エフォート」という。）との間で同社から2億3800万円を借り受ける金銭消費貸借契約を締結した。

当該金銭消費貸借契約締結の2日後である平成30年1月31日に、X社は、平井物産との間で本件不動産を更地の状態で平井物産に対して2億3683万5793円で売却する売買契約を締結した。そして、平井物産は同日、当該売買代金を支払った。なお、同日の決済手続には、平井物産の担当者として岡田氏が出席し、T氏は出席していない。

(2) 関連する資金移動

エフォートは、AB社及びAC社との間で、平成29年12月20日付でAB証券担保ローン極度方式基本契約（担保目的物はエフォートが保有するアクトコール株式）を締結していたところ、平成30年1月17日に当該契約に基づき2億円の借入（年利1.50%、返済期限平成30年12月27日）を申し込んでいる。当該申込みに基づき、同年1月26日にAB社からエフォートのC銀行c支店の普通預金口座に対して2億円の送金がなされている。

その後、前述のとおりエフォートと平井物産は、平成30年1月29日付で2億3800万円の金銭消費貸借契約を締結し、同日、上記エフォートのC銀行c支店の普通預金口座から平井物産のD銀行d支店の普通預金口座に対して2億3800万円の送金がなされている。なお、送金前の当該普通預金口座の残高は35万718円であった。

平成30年1月31日、上記平井物産のD銀行d支店の普通預金口座から、2億3688万9051円が出金され決済資金に充てられた。

	エフォート 預金口座	平井物産 預金口座	その他
平成30年1月26日 エフォートによる借入	入金：200,000,000円 残高：409,211,317円	残高：350,718円	
平成30年1月29日 エフォート・平井物産 金銭消費貸借契約	出金：238,000,000円 → 残高：171,211,317円	入金：238,000,000円 残高：238,350,718円	
平成30年1月31日		出金：60,000円	
平成30年1月31日		出金：779,970円	
平成30年1月31日 平井物産・X社 土地売買契約		出金：236,889,051円 → 残高：621,697円	X社への不動産売買 代金支払

(3) 会計処理の検討

① アクトコールによるエフォートの実質的支配

平井物産がX社から本件不動産を購入した平成30年1月31日当時において、アクトコールの代表取締役である平井社長は、アクトコールの「緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」（以下「緊密者」という。）に該当する。そして、平井社長は、エフォートの100%株主であり、またエフォートの唯一の取締役であった。

したがって、アクトコールの緊密者である平井社長がエフォートを支配していることから、会計上、エフォートはアクトコールの子会社であったと評価できる（「連結財務諸表に関する会計基準」第6項、第7項第(3)号が参照する第7項第(2)号②）。

この点、一般的に会社にとって当該会社の役員の資産管理会社等は、上記のような緊密者による支配が認められるとしても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該会社の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業（「連結財務諸表に関する会計基準」第7項柱書ただし書）に該当するため、連結の範囲に含めないことが適当であることが多い。他方、本調査の結果、報告すべき対象とした事実に関しては、アクトコールの会計を捉える上では、エフォートを非連結とした場合、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関して真実な報告を提供するものにならないため、アクトコールの連結の範囲に含めるべきであると考え（「連結財務諸表に関する会計基準」第9項）。

② アクトコールによる平井物産の実質的支配

(ア) 平井社長からT氏への平井物産株式の譲渡に至る経緯

平井社長は、平成5年3月5日に全額出資により平井物産を設立した。アクトコールの株式上場（平成24年7月にマザーズ上場）にあたり、当時

の主幹事証券会社となることを予定していた証券会社（その後、主幹事証券会社は変更されている。）から他社の代表兼務をすべて解消して、アクトコールに専念する必要があるとの指導を受け、平井社長は、平成 19 年 11 月 1 日に平井物産の取締役を同氏の実兄である T 氏と交代し、平成 20 年 4 月 15 日に平井物産の全株式も T 氏に譲渡した。

この点、平井社長及び T 氏に対するヒアリング結果によれば、T 氏は、平井社長から、平井物産の全株式を 300 万円で譲り受けたとのことである。もっとも、平成 19 年 10 月 31 日時点で同社の資産合計は約 8821 万円であるのに対して、負債合計（すべて流動負債）は約 1 億 2000 万円にも及んでおり、純資産は約 3178 万円のマイナスであった。

(イ) 平井物産の財務管理の状況

前述の株式譲渡後、平井物産は従業員を雇用せず、かつ、営業活動を行っておらず、従前行ってきた事業や資産処分等に係る残務処理のために必要な平井物産の出納管理は平井社長が行い、平井物産の預金通帳及び銀行届出印を平井社長が管理していたとのことである。また、平成 22 年 8 月頃から現在に至るまでは、平井社長の指示に基づきアクトコールの専務取締役である菊井専務が平井物産の出納管理を行い、アクトコールのオフィス内にある自身のデスクにおいて平井物産の預金通帳及び銀行届出印を管理している。

なお、平井物産の税務申告業務を受託している S 税理士に対するヒアリング結果によれば、S 税理士は登記上の代表取締役である T 氏とは全く面識がなく、専ら菊井専務とのみコミュニケーションをとっていたとのことである。

(ウ) 平井物産の資金調達状況

また、平井物産は平井社長から借入を行うことにより日常の資金を賄っており、平成 30 年 1 月 31 日当時、平井物産は平井社長からの借入金残高が約 9000 万円に達していた。

(エ) 平井物産による本件不動産購入後の状況

本件不動産は、平井物産が同不動産を更地の状態で購入後、現在に至るまで、全く使用されていない。また T 氏に対するヒアリング結果によれば、平成 30 年 7 月時点で不動産の用途は決まっていなかったとのことである。

(オ) 小括

以上の経緯及び事情にかんがみれば、平井物産の全株式の譲渡は、譲受人

であるT氏にとっての経済合理性の存在については疑念を差し挟む余地があり、かつ、当該譲渡後も、平井物産に対してアクトコールの代表取締役である平井社長による一定のコントロールが及んでいることから、平成30年1月31日時点において、平井社長及びアクトコールによる平井物産の実質的支配が強く推認される（「連結財務諸表に関する会計基準」第6項、第7項第(3)号が参照する第7項第(2)号④ないし⑤の趣旨を準用）。

③ 会計上の評価

したがって、会計上、平井物産はアクトコールの子会社に該当すると考える。そして、アクトコールがX社に売却した本件不動産を、平井物産がX社から購入していることから、当該取引は、会計上は、アクトコールの子会社による実質的な買戻しであると評価できる。

かかる事情にかんがみれば、少なくともアクトコールの連結財務諸表においては、平成29年11月期第2四半期に計上されたX社に対する本件不動産の売却による売上は、取り消すべきと考えられる。

④ 会計処理の概要

アクトコールはX社への本件不動産の売却時に以下の会計処理を行っている。

(税抜き)

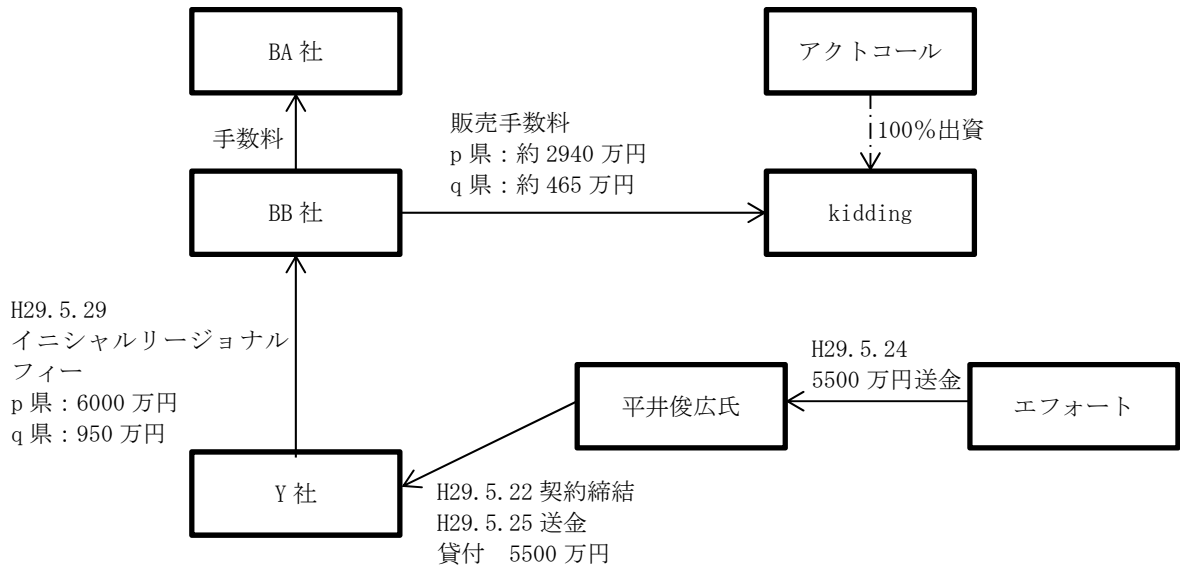
借方		貸方	
現預金	180,000 千円	売上高	180,000 千円
売上原価	168,411 千円	販売用不動産	168,411 千円

しかしながら、上記③記載のとおり、本件不動産の平井物産による取得は、アクトコールのグループ子会社による実質的な買戻しであると評価できるため、アクトコールの連結財務諸表においては、本件不動産にかかる売上高を取消処理すべきであると考ええる。

(税抜き)

借方		貸方	
売上高	180,000 千円	売上原価	168,411 千円
		その他負債	11,588 千円

2. Y社によるp県及びq県の不動産フランチャイズ権取得にかかる取引（以下「取引②」という。）



(1) 取引の概要

アクトコールの株主であるZ社の孫会社であるY社は、平成29年5月29日、ブランドRのマスターフランチャイジーであるBB社及び総代理店であるkiddingとの間で、p県及びq県におけるブランドRリージョナルフランチャイズ契約を締結し、pリージョンのイニシャルリージョナルフィー6000万円及びqリージョンのイニシャルリージョナルフィー950万円の計6950万円をBB社に対し、支払った。

アクトコールの連結子会社であるkiddingは、前述のブランドRマスターフランチャイズ契約に基づきpリージョン及びqリージョンの販売手数料として約2940万円及び約465万5000円の計約3405万5000円をBB社から受領し、平成29年11月期第2四半期において売上計上した。

一方で、Y社は、平成29年5月22日に平井社長との間で金銭消費貸借契約を締結し、同月25日に同氏より5500万円の借入を行っている。

(2) 関連する資金移動

エフォートは、平成29年2月15日にBC社から9993万9800円を借り入れた。そして、平井社長は、同年5月22日、Y社との間で金銭消費貸借契約（元本5500万円、年利1.00%、返済期限平成34年5月31日）を締結した。同月24日エフォートのC銀行c支店の普通預金口座から平井社長のD銀行e支店の普通預金口座に対して5500万円が送金され、平井社長の指示を受けた菊井専務は翌25日に5500万円をY社に送金している。

	エフォート 預金口座	平井社長 預金口座	その他
平成 29 年 2 月 15 日 エフォートによるBC社 からの借入 (担保はエフォートが 保有するアクトコール の株式)	入金 : 99,939,800 円 残高 : 91,403,287 円 (証券ローンの入金)		
～～～			
平成 29 年 5 月 22 日 平井社長と Y 社との金 銭消費貸借契約締結			
平成 29 年 5 月 24 日 エフォートから平井社 長への送金	出金 : 55,000,000 円 → 残高 : 16,831,317 円	入金 : 55,000,000 円 残高 : 55,828,977 円	
平成 29 年 5 月 25 日		出金 : 55,000,540 円 → 残高 : 202,980 円	Y 社への貸付 55,000,000 円

(3) 会計処理の検討

① アクトコールによるエフォートの実質的支配

平成 29 年 5 月当時においても上記 1. (3) ①と同様、会計上、エフォートはアクトコールの子会社であったと評価できる。「連結財務諸表に関する会計基準」第 6 項、第 7 項第(3)号が参照する第 7 項第(2)号②)

② 会計上の評価

上述の取引関係及び資金移動に照らせば、取引②は、アクトコールの子会社であるエフォート及び平井社長が Y 社に対し、p リージョン及び q リージョンのイニシャルリージョナルフィーの大半である 5500 万円を融資することを通じて、資金を循環させて kidding にリージョン販売手数料を生じさせているものであり、会計上、アクトコールの子会社であるエフォートと同じくアクトコールの子会社である kidding との間の間接的な資金取引であると評価できる。

③ 会計処理の概要

kidding は Y 社への p リージョン及び q リージョンに係るフランチャイズ権の販売時に以下の会計処理を行っている。

(税抜き)

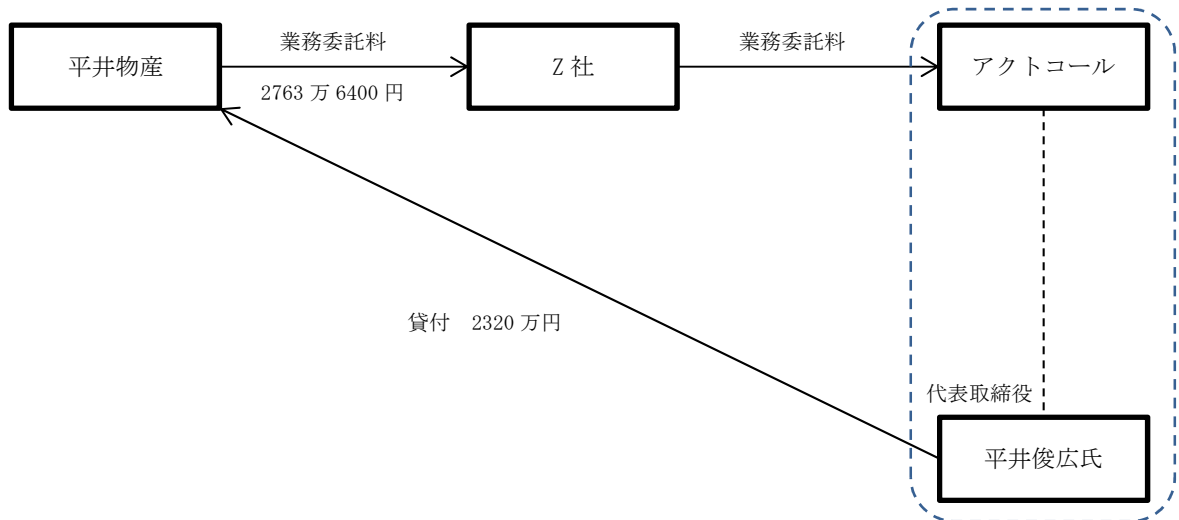
借方		貸方	
売掛金	34,055 千円	売上高	34,055 千円

一方で、前述のとおり取引②は、連結グループ会社間における資金取引であることから、当該取引が事業取引であることを前提として売上計上されているリージョン販売手数料 3405 万 5000 円をアクトコールの連結売上高から消去すべきと考える。

(税抜き)

借方		貸方	
売上高	34,055 千円	その他負債	34,055 千円

3. 平成24年11月期のキャンペーンにかかるZ社との取引



(1) 取引の概要

① アクトコールとZ社との緊急駆けつけサービス等に関する業務委託契約

(ア) 業務委託契約

Z社は、平成19年9月6日、アクトコールとの間で、Z社が運営するサービスFの会員に対してアクトコールが電話対応業務、緊急駆けつけサービス及び健康相談を提供する業務委託契約を締結した。同契約において、Z社はアクトコールに対して業務委託料として各月末時点のサービスFの会員数に単価を乗じた金額を支払う旨規定されていた。なお、かかる会員数については、サービスFのすべての登録会員数（休止会員を含む。）ではなく、休止会員を含まないいわゆるアクティブ会員の数とする運用がなされていた。

(イ) 平成24年11月期におけるキャンペーンの実施

アクトコールは、Z社に対して、上記(ア)記載の業務委託契約にかかるアクトコールの業務委託料を増加させるキャンペーンを平成24年11月期において実施することを要請した。これを受けて、Z社は、平成23年12月から平成24年7月にかけて、アクティブ会員の増加を目的として、サービスFの休止会員に対しても、サービスFのサービスを期間限定で無料提供するキャンペーンを実施した。

この点、菊井専務に対するヒアリング結果によれば、アクトコールがZ社に対してかかるキャンペーンの実施を要請した背景としては、アクトコー

ルは当時、マザーズでの新規株式上場を控え、上場1期目の予算達成のプレッシャーから、予算実現のため、少しでも売上を向上させる狙いがあったとのことである。

② Z社と平井物産とのサービスF業務委託契約

平成23年から平成24年当時、平井物産とZ社は、サービスF業務委託契約を締結していた。当該契約上、平井物産が運営する会員制クラブの会員に対してZ社が自身の有するコンテンツを利用できるサービスを提供し、平井物産が自身の運営する会員制クラブ会員総数に基準額を乗じた金額を対価として支払うこととされていた。

このように当該契約は、平井物産が会員制サービスを提供していることを前提としているが、平井物産は、当該契約期間中、会員制クラブの運営は行っていなかったとのことである。

③ 平井社長と平井物産との金銭消費貸借契約

平井社長は、平井物産との間で、平成24年4月2日、同月26日、同年5月30日及び同年9月4日に、それぞれ500万円、500万円、1120万円及び200万円を平井物産に対して貸し付ける金銭消費貸借契約を締結した。

(2) 関連する資金移動

Z社から平井物産に対して平成24年1月から同年6月まで毎月末に請求書が交付されている。各請求書の内容及び請求金額は下表のとおりである。

請求書		平井物産の預金通帳上の出金記録	
発行日	請求金額(円)	取引日	取引金額(円)
平成24年1月31日	3,360,000	平成24年2月28日	3,360,525
平成24年2月29日	5,176,080	平成24年4月2日	5,176,605
平成24年3月31日	6,098,320	平成24年4月26日	6,098,845
平成24年4月30日	6,344,800	平成24年5月30日	6,345,325
平成24年5月31日	2,208,800	平成24年7月27日	4,418,440
平成24年6月30日	2,208,800		
		平成24年9月5日	2,240,440
合計	25,396,800	合計	27,640,180

他方、上記のとおり、平井物産のD銀行d支店の普通預金口座から平成24年2月28日に336万525円、同年4月2日に517万6605円、同年4月26日に609万8845円、同年5月30日に634万5325円、同年7月27日に441万8440円がそれぞれ出金されている。そして、当該預金口座にかかる預金通帳上、当該取引金額を示す表

示の横に鉛筆で「z (12 月度)」、「z (1 月度)」、「z (2 月度)」、「z (3 月度)」、「z へ」とそれぞれ補記されている(「z」は、関係者間で Z 社の略称として用いられることが多い)。これらと上述の請求金額とを照合すると、平井物産から Z 社に対して、それぞれ送金手数料 525 円又は 840 円を差し引いた金額が送金されているものと合理的に推察される。

また、同普通預金口座より平成 24 年 9 月 5 日に 224 万 440 円が出金されている。この点、菊井専務に対するヒアリング結果によれば、いずれも平井物産から Z 社に対するサービス F 業務委託契約に基づく利用料の送金(送金手数料を引いた 223 万 9600 円の送金)とのことである。

なお、平井物産の平成 24 年 10 月期の決算書における損益計算書上の業務委託費 2763 万 6400 円は、前記請求書の合計請求金額 2539 万 6800 円と平成 24 年 9 月 5 日の平井物産への送金額とされる 223 万 9600 円の合計と一致している。

(3) 会計処理の検討

① Z 社からアクトコールに対する業務委託料の支払

アクトコールが平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月にかけて上記サービス F 会員向け緊急駆けつけサービス等の代金として計上している売上については、上記 Z 社及び平井物産間のサービス F 業務委託契約に基づく請求金額と近似している。この点、菊井専務に対するヒアリング結果によれば、Z 社が前述のキャンペーンを実施し、Z 社のアクトコールに対する業務委託料を増加させ売上向上に協力することの見返りとして、平井物産に依頼して、Z 社に対するサービス F 業務委託契約に基づく利用料支払という形で、Z 社の売上向上に協力する営業協力(いわゆるバーター取引)を行わせたとのことである。

② アクトコールによる平井物産の実質的支配

(ア) 平井物産の株式譲渡に至る経緯

前記「第 3 部」「1.」「(3)」「②」「(ア)」記載のとおり。

(イ) 財務管理の状況

前記「第 3 部」「1.」「(3)」「②」「(イ)」記載のとおり。

(ウ) 平井物産を利用したバーター取引の実現

前述のとおり、菊井専務に対するヒアリング結果によれば、Z 社が前述のキャンペーンを実施し、Z 社のアクトコールに対する業務委託料を増加させ売上向上に協力することの見返りとして、平井物産に依頼して、Z 社に対するサービス F 業務委託契約に基づく利用料支払という形で、Z 社の売

上向上に協力する営業協力（いわゆるバーター取引）を行わせたとのことである。

そして、本調査においては、平成 24 年当時において平井物産が会員制クラブの運営を行っていなかったとのこと等の事情に照らし、平井物産の Z 社に対する支払額 2763 万 6400 円について、平井物産にとっての経済合理性を事後的に検証することができなかった。

また、菊井専務に対するヒアリング結果によれば、Z 社から平井物産に対する業務委託料の請求書については、T 氏ではなく、アクトコールのオフィスに菊井専務宛で郵送され、菊井専務が当該業務委託料の支払にかかる送金処理をしていたとのことである。

(エ) 資金調達状況

平成 24 年当時においても、前述のとおり、平井物産はアクトコールの代表取締役である平井社長から借入を行うことにより日常の資金を賄っていた。平井物産の D 銀行 d 支店の普通預金口座には、平井物産から Z 社に対する送金がなされたと推察される平成 24 年 4 月 2 日、同月 26 日及び同年 5 月 30 日において、それぞれ 500 万円、500 万円及び 1120 万円が入金され、さらに平井物産から Z 社に対する送金がなされたと推察される同年 9 月 5 日の前日である同月 4 日には、200 万円が平井社長から入金されており、入金額の合計は 2320 万円となっている。これら金額及び入金日は、前記 3. (1)③記載の平井社長と平井物産との間の金銭消費貸借契約上の貸付金額及び貸付日とそれぞれ一致していることから、すべて平井社長からの入金であることが強く推認される。

なお、当該金額は、前記平井物産の Z 社に対する出損額 2418 万 7429 円と近似している。

(オ) 小括

これらの経緯及び事情からすれば、平成 24 年当時において、平井物産はアクトコールの代表取締役である平井社長のコントロール下にあったものと評価でき、ひいてはアクトコールによる平井物産の実質的支配が強く推認される（「連結財務諸表に関する会計基準」第 6 項、第 7 項第 (3) 号が参照する第 7 項第 (2) 号⑤の趣旨を準用）。

したがって、平成 24 年当時においても、会計上、平井物産はアクトコールの子会社に該当すると考えるのが妥当である。

③ 会計上の評価

前述の取引関係及び資金移動等に照らせば、アクトコールの子会社である平井物産の出損の下、これがZ社を通じ、資金を循環させてアクトコールにおいて業務委託料を生じさせているものであり、会計上、アクトコールの子会社である平井物産とアクトコールとの間の間接的な資金取引に相当するものであると評価できる。

したがって、少なくとも営業協力（いわゆるバーター取引）による平井物産の出損に相当する金額（2763万6400円）の限りにおいては、アクトコールの売上及び利益の実質的なかさ上げとなっており、アクトコールの連結売上高から消去すべきと考える。

④ 会計処理の概要

アクトコールは平成23年12月から翌24年10月にかけてサービスF会員向け緊急駆けつけサービス等の代金として以下の会計処理を行っている。

（税抜き）

借方		貸方	
売掛金	42,116千円	売上高	42,116千円

しかしながら、前述の通り、営業協力（いわゆるバーター取引）に相当する金額（2763万6400円）の限りにおいては、売上及び利益の実質的なかさ上げとして、資金取引に準じてアクトコールの連結売上高から消去すべきと考える。

（税抜き）

借方		貸方	
売上高	27,636千円	その他負債	27,636千円

以 上

【別紙2】

1. 訂正報告書を提出する予定の有価証券報告書及び四半期報告書の一覧

平成24年11月期（第9期）

- 第2四半期報告書（自平成24年3月1日 至平成24年5月31日）（※）
- 第3四半期報告書（自平成24年6月1日 至平成24年8月31日）（※）
- 有価証券報告書（自平成23年12月1日 至平成24年11月30日）（※）

平成25年11月期（第10期）

- 第1四半期報告書（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）（※）
- 第2四半期報告書（自平成25年3月1日 至平成25年5月31日）（※）
- 第3四半期報告書（自平成25年6月1日 至平成25年8月31日）（※）
- 有価証券報告書（自平成24年12月1日 至平成25年11月30日）

平成26年11月期（第11期）

- 第1四半期報告書（自平成25年12月1日 至平成26年2月28日）（※）
- 第2四半期報告書（自平成26年3月1日 至平成26年5月31日）（※）
- 第3四半期報告書（自平成26年6月1日 至平成26年8月31日）（※）
- 有価証券報告書（自平成25年12月1日 至平成26年11月30日）

平成27年11月期（第12期）

- 第1四半期報告書（自平成26年12月1日 至平成27年2月28日）（※）
- 第2四半期報告書（自平成27年3月1日 至平成27年5月31日）（※）
- 第3四半期報告書（自平成27年6月1日 至平成27年8月31日）
- 有価証券報告書（自平成26年12月1日 至平成27年11月30日）

平成28年11月期（第13期）

- 第1四半期報告書（自平成27年12月1日 至平成28年2月29日）
- 第2四半期報告書（自平成28年3月1日 至平成28年5月31日）
- 第3四半期報告書（自平成28年6月1日 至平成28年8月31日）
- 有価証券報告書（自平成27年12月1日 至平成28年11月30日）

平成29年11月期（第14期）

- 第1四半期報告書（自平成28年12月1日 至平成29年2月28日）
- 第2四半期報告書（自平成29年3月1日 至平成29年5月31日）
- 第3四半期報告書（自平成29年6月1日 至平成29年8月31日）
- 有価証券報告書（自平成28年12月1日 至平成29年11月30日）

平成30年11月期（第15期）

- 第1四半期報告書（自平成29年12月1日 至平成30年2月28日）

（※）縦覧期間が終了しており、現在非縦覧の有価証券報告書等であります。

2. 訂正を行う予定の決算短信及び四半期決算短信の一覧

【別紙2】

平成25年11月期（第10期）

第2四半期決算短信（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）
第3四半期決算短信（自平成25年6月1日至平成25年8月31日）
決算短信（自平成24年12月1日至平成25年11月30日）

平成26年11月期（第11期）

第1四半期決算短信（自平成25年12月1日至平成26年2月28日）
第2四半期決算短信（自平成26年3月1日至平成26年5月31日）
第3四半期決算短信（自平成26年6月1日至平成26年8月31日）
決算短信（自平成25年12月1日至平成26年11月30日）

平成27年11月期（第12期）

第1四半期決算短信（自平成26年12月1日至平成27年2月28日）
第2四半期決算短信（自平成27年3月1日至平成27年5月31日）
第3四半期決算短信（自平成27年6月1日至平成27年8月31日）
決算短信（自平成26年12月1日至平成27年11月30日）

平成28年11月期（第13期）

第1四半期決算短信（自平成27年12月1日至平成28年2月29日）
第2四半期決算短信（自平成28年3月1日至平成28年5月31日）
第3四半期決算短信（自平成28年6月1日至平成28年8月31日）
決算短信（自平成27年12月1日至平成28年11月30日）

平成29年11月期（第14期）

第1四半期決算短信（自平成28年12月1日至平成29年2月28日）
第2四半期決算短信（自平成29年3月1日至平成29年5月31日）
第3四半期決算短信（自平成29年6月1日至平成29年8月31日）
決算短信（自平成28年12月1日至平成29年11月30日）

平成30年11月期（第15期）

第1四半期決算短信（自平成29年12月1日至平成30年2月28日）

【別紙2】

3. 各連結会計期間における連結業績への影響額一覧

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第9期 平成24年11月期 第2四半期	売上高	885	864	△20	△2.4
	営業利益	192	171	△20	△10.9
	経常利益	192	171	△20	△10.9
	四半期純利益	93	72	△20	△22.5
	総資産	2,032	2,032	—	—
	純資産	275	254	△20	△7.6
第9期 平成24年11月期 第3四半期	売上高	1,308	1,281	△27	△2.1
	営業利益	256	228	△27	△10.8
	経常利益	239	212	△27	△11.5
	四半期純利益	98	70	△27	△28.1
	総資産	1,990	1,990	—	—
	純資産	472	444	△27	△5.9
第9期 平成24年11月期 通期	売上高	1,720	1,692	△27	△1.6
	営業利益	290	263	△27	△9.5
	経常利益	276	248	△27	△10.0
	当期純利益	123	95	△27	△22.4
	総資産	1,948	1,948	—	—
	純資産	497	469	△27	△5.6
第10期 平成25年11月期 第1四半期	売上高	411	411	—	—
	営業利益	21	21	—	—
	経常利益	21	21	—	—
	四半期純利益	△9	△9	—	—
	総資産	1,899	1,899	—	—
	純資産	488	460	△27	△5.7
第10期 平成25年11月期 第2四半期	売上高	877	877	—	—
	営業利益	32	32	—	—
	経常利益	25	25	—	—
	四半期純利益	6	6	—	—
	総資産	3,261	3,261	—	—
	純資産	504	476	△27	△5.5
第10期 平成25年11月期 第3四半期	売上高	1,361	1,361	—	—
	営業利益	5	5	—	—
	経常利益	△13	△13	—	—
	四半期純利益	△39	△39	—	—
	総資産	3,361	3,361	—	—
	純資産	461	433	△27	△6.0
第10期 平成25年11月期 通期	売上高	1,956	1,956	—	—
	営業利益	98	98	—	—
	経常利益	72	72	—	—
	当期純利益	23	23	—	—
	総資産	3,337	3,337	—	—
	純資産	532	504	△27	△5.2
第11期 平成26年11月期 第1四半期	売上高	549	549	—	—
	営業利益	△44	△44	—	—
	経常利益	△50	△50	—	—
	四半期純利益	△60	△60	—	—
	総資産	3,814	3,814	—	—
	純資産	484	456	△27	△5.7
第11期 平成26年11月期	売上高	1,162	1,162	—	—
	営業利益	△69	△69	—	—

【別紙2】

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第2四半期	経常利益	△79	△79	—	—
	四半期純利益	△110	△110	—	—
	総資産	4,094	4,094	—	—
	純資産	434	406	△27	△6.4
第11期 平成26年11月期 第3四半期	売上高	1,752	1,752	—	—
	営業利益	△105	△105	—	—
	経常利益	△126	△126	—	—
	四半期純利益	△172	△172	—	—
	総資産	4,486	4,486	—	—
	純資産	370	342	△27	△7.5
第11期 平成26年11月期 通期	売上高	2,815	2,815	—	—
	営業利益	66	66	—	—
	経常利益	73	73	—	—
	当期純利益	△1	△1	—	—
	総資産	4,567	4,567	—	—
	純資産	546	518	△27	△5.1
第12期 平成27年11月期 第1四半期	売上高	614	614	—	—
	営業利益	△93	△93	—	—
	経常利益	△105	△105	—	—
	四半期純利益	△109	△109	—	—
	総資産	6,239	6,239	—	—
	純資産	416	389	△27	△6.6
第12期 平成27年11月期 第2四半期	売上高	1,294	1,294	—	—
	営業利益	△124	△124	—	—
	経常利益	△160	△160	—	—
	四半期純利益	△170	△170	—	—
	総資産	5,281	5,281	—	—
	純資産	354	327	△27	△7.8
第12期 平成27年11月期 第3四半期	売上高	2,083	2,083	—	—
	営業利益	△124	△124	—	—
	経常利益	△161	△161	—	—
	四半期純利益	△215	△215	—	—
	総資産	5,336	5,336	—	—
	純資産	312	284	△27	△8.9
第12期 平成27年11月期 通期	売上高	3,583	3,583	—	—
	営業利益	596	596	—	—
	経常利益	569	569	—	—
	当期純利益	212	212	—	—
	総資産	6,365	6,365	—	—
	純資産	740	712	△27	△3.7
第13期 平成28年11月期 第1四半期	売上高	799	799	—	—
	営業利益	66	66	—	—
	経常利益	53	53	—	—
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	53	53	—	—
	総資産	4,907	4,907	—	—
	純資産	757	730	△27	△3.6
第13期 平成28年11月期 第2四半期	売上高	1,639	1,639	—	—
	営業利益	75	75	—	—
	経常利益	73	73	—	—
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	42	42	—	—
	総資産	4,566	4,566	—	—
	純資産	750	722	△27	△3.7

【別紙2】

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第13期 平成28年11月期 第3四半期	売上高	2,477	2,477	—	—
	営業利益	71	71	—	—
	経常利益	65	65	—	—
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	22	22	—	—
	総資産	4,657	4,657	—	—
	純資産	729	701	△27	△3.8
第13期 平成28年11月期 通期	売上高	4,061	4,061	—	—
	営業利益	240	240	—	—
	経常利益	240	240	—	—
	親会社株主に帰属する 当期純利益	143	143	—	—
	総資産	4,769	4,769	—	—
	純資産	847	819	△27	△3.3
第14期 平成29年11月期 第1四半期	売上高	1,115	935	△180	△16.1
	営業利益	15	3	△11	△76.3
	経常利益	△5	△16	△11	—
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△23	△34	△11	—
	総資産	4,831	4,831	—	—
	純資産	779	740	△39	△5.0
第14期 平成29年11月期 第2四半期 (注)	売上高	2,090	1,876	△214	△10.2
	営業利益	68	22	△45	△67.1
	経常利益	31	△13	△45	—
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	1	△137	△138	—
	総資産	5,059	4,966	△92	△1.8
	純資産	805	639	△166	△20.6
第14期 平成29年11月期 第3四半期	売上高	3,035	2,821	△214	△7.1
	営業利益	106	64	△41	△39.3
	経常利益	67	24	△42	△63.6
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	12	△123	△135	—
	総資産	5,414	5,325	△89	△1.6
	純資産	821	658	△163	△19.9
第14期 平成29年11月期 通期	売上高	4,308	4,093	△215	△5.0
	営業利益	367	327	△39	△10.8
	経常利益	312	271	△40	△13.0
	親会社株主に帰属する 当期純利益	125	2	△122	△97.7
	総資産	6,153	6,078	△74	△1.2
	純資産	935	785	△150	△16.1
第15期 平成30年11月期 第1四半期	売上高	1,014	1,014	△0	△0.0
	営業利益	△0	2	2	—
	経常利益	△27	△24	2	—
	親会社株主に帰属する 四半期純利益	△49	△46	2	—
	総資産	6,818	6,747	△71	△1.0
	純資産	840	693	△147	△17.5

(注) 今回の会計処理の訂正に伴い、平成29年11月期 第2四半期において当社子会社である株式会社kiddingに関する減損処理を行い、特別損失92百万円を計上いたします。